

## テーマ別分析

### 「預貯金・証券等」(主として「株」)に関する消費生活相談概要

- MECONIS 情報から -

この記事は、東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口寄せられた相談情報をMECONIS（東京都消費生活相談情報オンラインシステム）を用いて分析したものである。

分析項目：「預貯金・証券等」(主として「株」)に関する相談

分析データ：東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口で受け付けた平成14年4月～18年3月（4年間）の相談データ

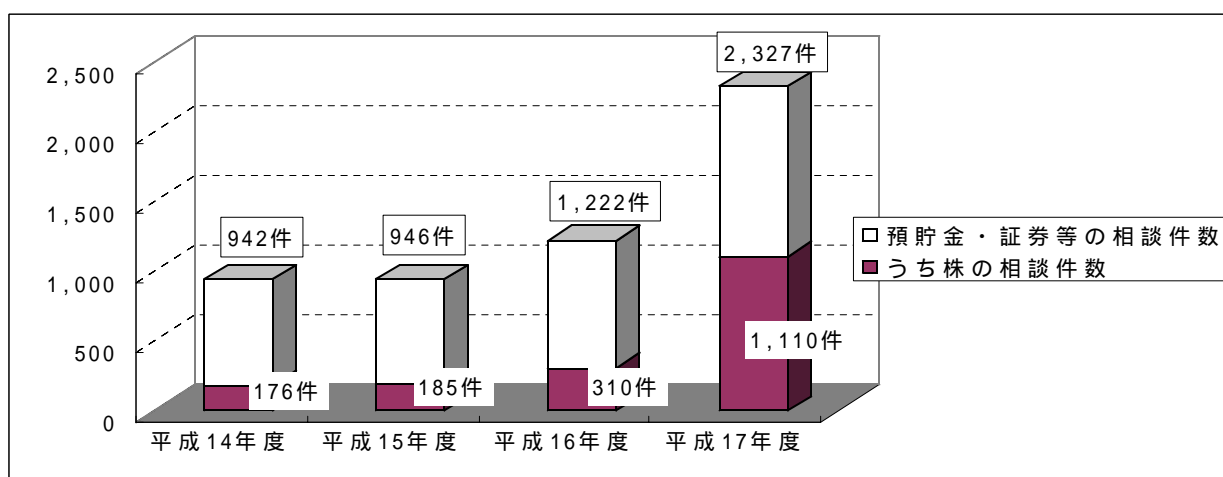
ただし、ここで取り上げた相談事例は、平成17年度受付の相談データから抽出したものである。

「預貯金・証券等」に関する相談件数は、16年度から17年度にかけて急激な増加が見られた。これは、「株」の相談が急増したことが主たる要因である。そこで今回は「預貯金・証券等」に関する相談のうち、「株」を中心に取り上げて情報を提供する。

#### 1. 「預貯金・証券等」に関する相談件数

「預貯金・証券等」に関するこの4年間の相談件数の推移を示したのが「図 - 1」である。年々増加しているが、16年度から17年度にかけて対前年度比90.4%の急激な増加が見られる。これは、「17年度に「上場間近で必ず儲かるといわれて未公開株を購入したが、上場の予定がないことがわかった。」といった「株」に関する相談が急増したことが主な要因である。

【図 - 1】「預貯金・証券等」に関する相談件数



#### 2. 「預貯金・証券等」に関する相談の商品・役務別相談件数

「預貯金・証券等」に関する相談について商品・役務別に分類したのが「表 - 1」及び「図

## テーマ別分析

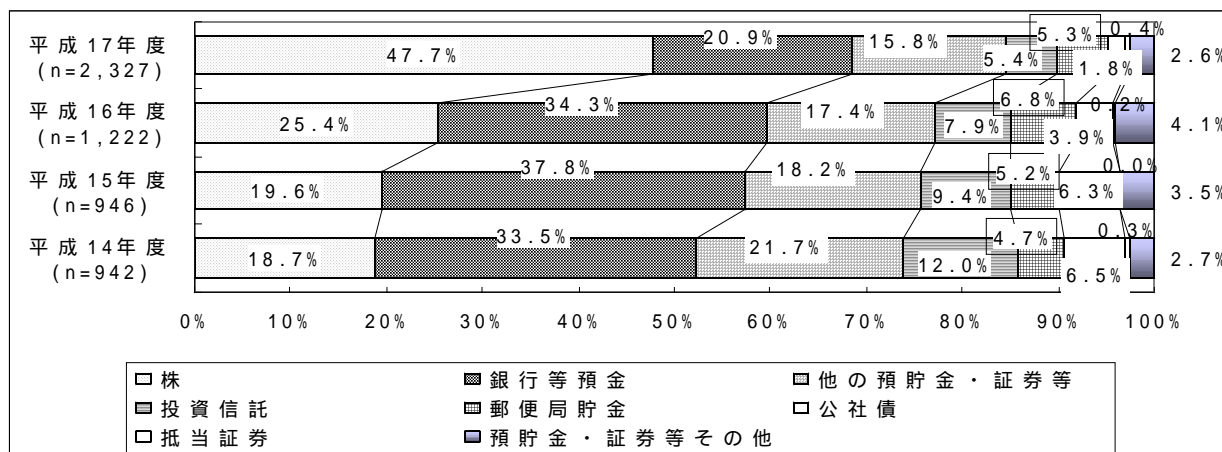
- 2」である。

14年度から16年度までは「銀行等預金」に関する相談件数が最も多く、全体の3割から4割近くを占めていたが、年々「株」に関する相談の件数と割合が増加し、17年度には「株」の相談件数は1,000件を超え、全体の約5割を占めている。16年度と17年度を比較すると、「公社債」を除き、すべての商品・役務で相談件数の増加がみられる。「他の預貯金・証券等」に関する相談では、16年度から17年度にかけて72.3% (154件) 増加している。これは、「通信会社に設備をリースする匿名組合に出資したが、通信会社が倒産した。返金してもらえないか」など、事業者の倒産に関連した相談が多く寄せられたことが一因である。

【表 - 1】「預貯金・証券等」に関する相談 商品・役務別相談件数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
株	176	185	310	1,110
銀行等預金	316	358	419	487
他の預貯金・証券等	204	172	213	367
投資信託	113	89	97	126
郵便局貯金	44	49	83	124
公社債	61	60	48	43
抵当証券	3	0	2	9
預貯金・証券等その他	25	33	50	61
合計	942	946	1,222	2,327

【図 - 2】「預貯金・証券等」に関する相談 商品・役務別相談件数割合の推移



### 3. 「株」に関する相談

#### (1) 相談件数の推移

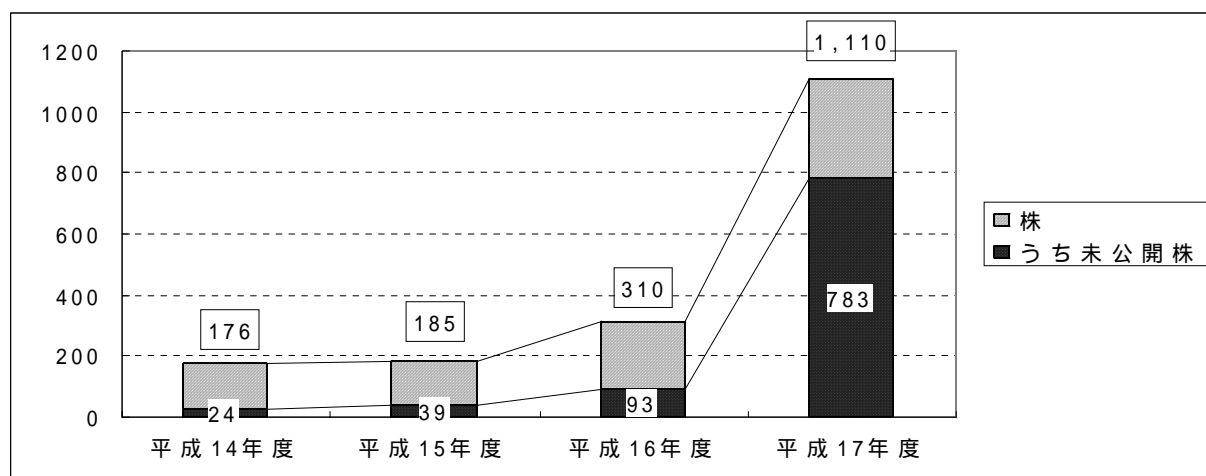
「株」に関する相談件数と、そのうちの「未公開株」に関する相談件数の推移を示したのが、「図 - 3」である。

16年度から17年度にかけて、「未公開株」の相談件数が8.4倍と急激に増加し、「株」の相談件数が急増している。「未公開株」が「株」の相談全体に占める割合は年々上昇し、17年

## テーマ別分析

度には7割に達している。

【図 - 3】「株」と「未公開株」に関する相談件数の推移



### (2) 相談内容

「株」に関する相談について、内容キーワードの多い順に上位8位まで示したものが「表 - 2」である。各年度とも「電話勧誘」、「解約」、「返金」、「利殖商法」、「信用性」等が上位に挙がっている。相談事例を見ると「電話勧誘があり、利殖になると言葉たくみに勧められて契約してしまった」など勧誘方法に問題があるものが多い。16年度からは「虚偽説明」が、17年度には「法律違反」のキーワードが上位に挙がってきている。「必ず儲かる」などと虚偽の説明をして契約させている相談や、証券業の登録を受けていないにもかかわらず、営業として未公開株の売買をしている（証券取引法違反）ケースが多く見られる。

【表 - 2】「株」に関する相談 内容キーワード上位8位（複数集計）

順位	平成14年度 (n=176)	平成15年度 (n=185)	平成16年度 (n=310)	平成17年度 (n=1,110)
1	儲からない 36	電話勧誘 41	電話勧誘 82	電話勧誘 514
2	解約 28	解約 33	解約 76	解約 354
3	利殖商法 27	利殖商法 32	信用性 52	返金 325
4	返金 23	返金 29	利殖商法 51	虚偽説明 303
5	説明不足 22	信用性 28	返金 50	信用性 295
6	電話勧誘 22	詐欺 22	虚偽説明 45	法律違反 289
7	約束不履行 21	約束不履行 19	詐欺 37	利殖商法 284
8	信用性 20	儲からない 18	契約 36	詐欺 251

### (3) 契約当事者の属性

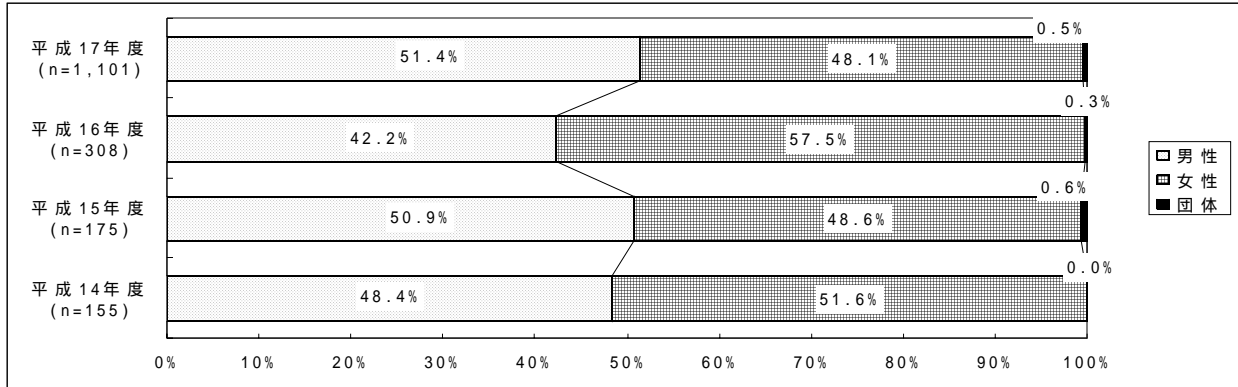
「株」に関する相談の契約当事者の属性について、性別、年代別、職業別に示したのが「図 - 4」から「図 - 6」である。

性別では、16年度においては「女性」が「男性」を上回っていたが、17年度には「男性」が「女性」をやや上回り、順番が入れ替わっている。年代別では、70歳以上の高齢者が最も

## テーマ別分析

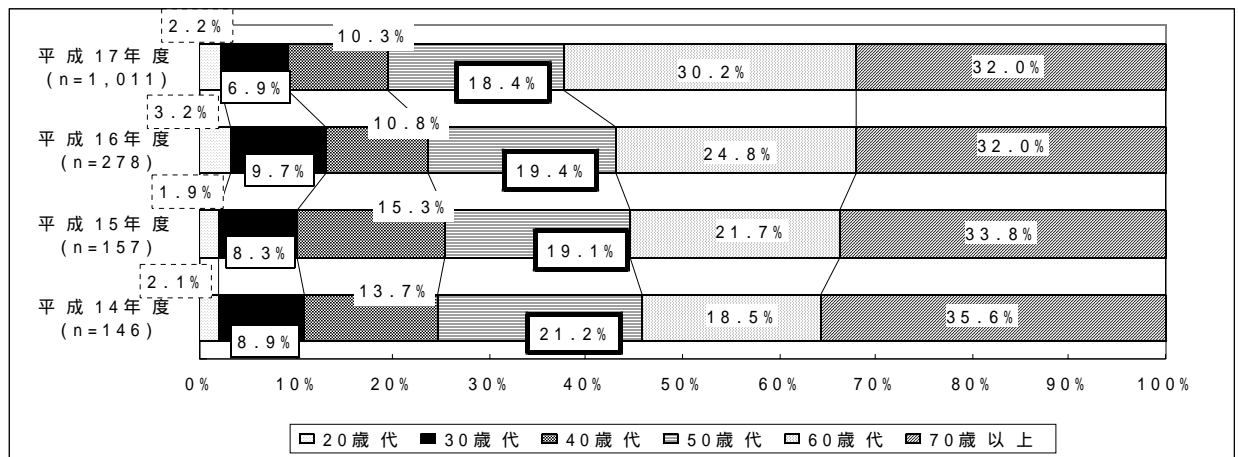
多く、次いで60歳代となっている。60歳代の占める割合は年々増加しており、17年度には60歳以上の高齢者の割合が6割を占めている。職業別では、「無職」、「家事従事者」が多く、在宅することの多い高齢者がターゲットになっている様子がうかがえる。（割合は不明分等を除く）

【図 - 4】「株」に関する相談 契約当事者性別割合



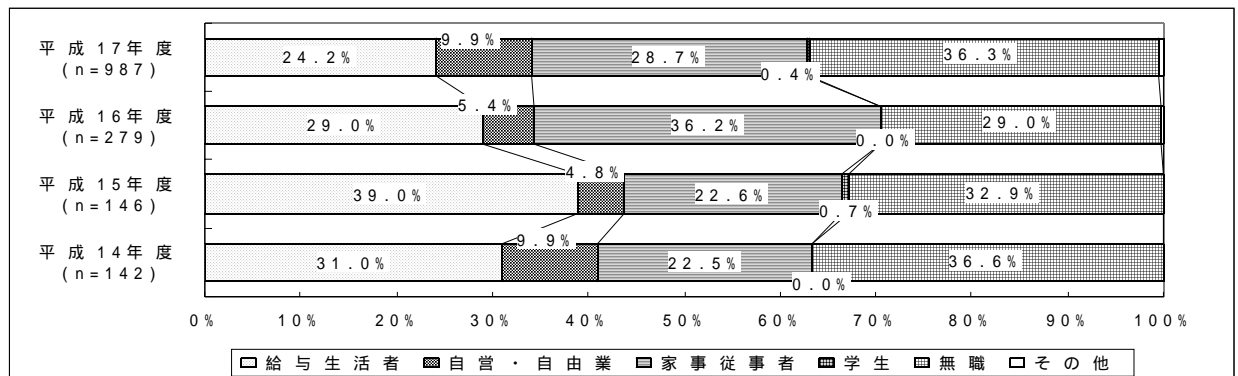
\* 不明等を除く

【図 - 5】「株」に関する相談 契約当事者年代別割合



\* 不明等を除く

【図 - 6】「株」に関する相談 契約当事者職業別割合



\* 不明等を除く

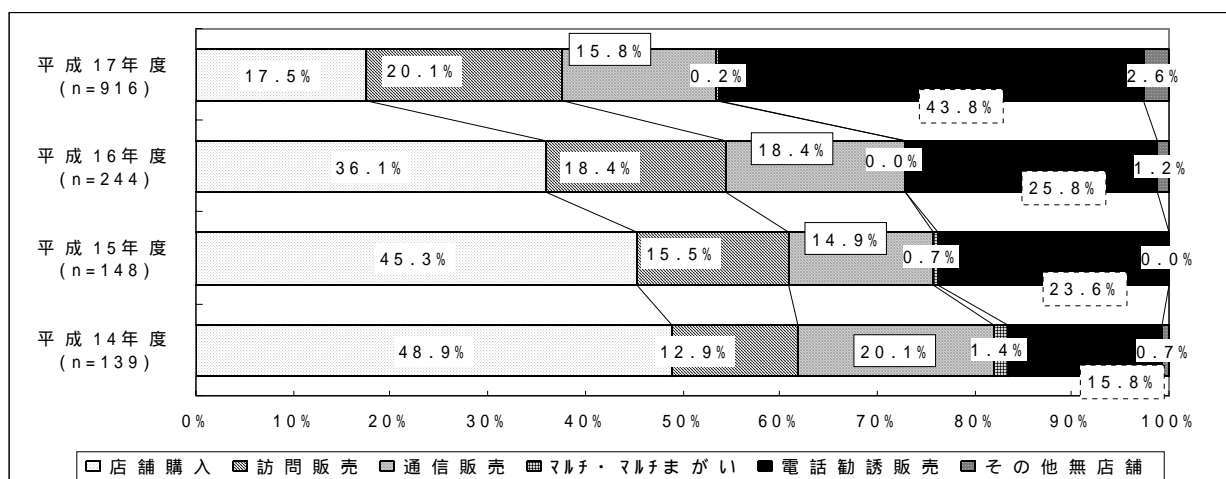
## テーマ別分析

### (4) 販売購入形態

「株」に関する相談について販売購入形態別の割合を示したものが「図 - 7」である。

14年度からの推移をみると、年を追うごとに「店舗購入」の割合が減り、「電話勧誘販売」、「訪問販売」の割合が増えていることがわかる。特に増加が顕著なのは、「電話勧誘販売」であり、16年度から17年度にかけて18ポイント増加し、全体に占める割合が4割を超えている。これは、電話勧誘による未公開株の相談件数が増加したことが主な要因である（割合は不明等分を除く）。

【図 - 7】「株」に関する相談 販売購入形態別割合



\* 不明等を除く

### (5) 契約購入金額

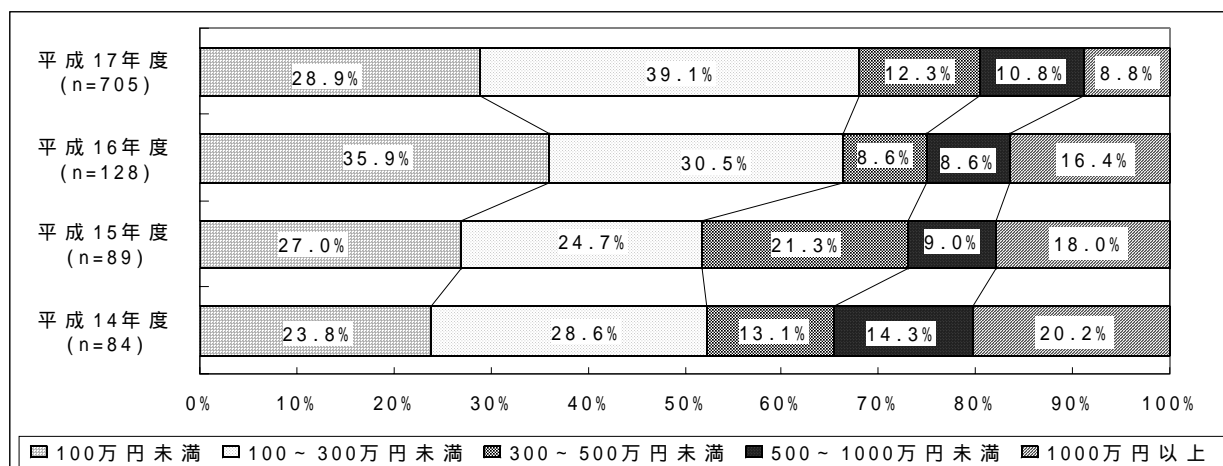
「株」に関する相談について契約購入金額別の割合を示したのが「図 - 8」、平均契約購入金額を示したのが「表 - 3」、平均既支払金額を示したのが「表 - 4」である。

14年度、15年度は、300万円未満の契約購入金額は5割であったが、16年度以降、その割合は増加している。これは、株投資を行う消費者層が広がったことや比較的少ない金額でも株取引等が行われるようになったことなどが一因と思われる。しかしながら、平成17年度をみると、「1000万円以上」の件数は62件あり、依然として高額な被害も多い。

平均契約購入金額、平均既支払金額のいずれも年々減少してはいるが、各年度とも非常に高額となっている。

## テーマ別分析

【図 - 8】「株」に関する相談 契約購入金額別割合



\* 不明等を除く

【表 - 3】「株」に関する相談 平均契約購入金額 (単位: 千円)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
8,923	6,649	4,721	3,859

【表 - 4】「株」に関する相談 平均既支払金額 (単位: 千円)

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
7,602	5,911	4,112	3,807

### 4. 相談事例

#### (1) 未公開株

・電話で未公開株の勧誘があり、大手製薬会社の株を1口100株で5口購入し、また年間のコンサルタント料として5万円支払った。今年の夏に上場するというので信用していたが、発行会社のホームページに注意喚起の情報があり上場の予定がないことが判った。そのことを販売会社に伝えると「あからさまに上場すると言って勧誘したらインサイダー取引になる」と言うだけである。返金してほしい。(契約当事者60歳代/女性)

・電話勧誘で投資事業有限責任組合から新規上場の縁故株と説明され、1株60万円で6株購入した。未公開株の事件を聞いて心配になり、組合のホームページを確認したが、無くなっていた。電話をすると担当者は不在と言われる。信用できないので返金してほしい。(契約当事者70歳代/男性)

#### (2) 銀行等預貯金

・定期預金の満期解約のため銀行に出向いたところ、特約付外貨定期預金を勧められた。リスクがあると説明はされたが、具体的な説明はなく、後から為替リスクが大きいと理解した。説明時にもっと具体的に話さなくてもよいものなのか。(60歳代/女性)

## テーマ別分析

### (3)投資ファンド

・高齢の母が、電話勧誘の後、訪問されてドル建ての私募型投資ファンドを契約した。母は仕組みが分からないからと断ったが、4時間勧誘されて強引に契約させられたらしい。事業者は、海外に送金する必要があり時間がかかるので、急ぐようにと強引に契約を促し、銀行まで一緒に行ってお金をおろさせている。調べたところ証券会社ではないようである。解約して返金してほしい。(契約当事者70歳代/女性)

### (4)匿名組合出資

・新聞広告を見て連絡し、通信会社に設備をリースする匿名組合に出資した。倒産しても、通信設備を売るので元本は安心と電話で説明されていたが、通信会社が民事再生法の適用を受けたことがわかった。始めから高額な出資金を集め、倒産するつもりだったのではないか。出資金の返金を希望。(契約当事者40歳代/男性)

### (5)投資信託

・数年前、妻が証券会社に口座を開設し、外国債券を中心に運用する投資信託を契約。3ヶ月ぐらいで30%以上値下がりし、もっと安全な商品に買い換えたいと証券会社に相談して、勧められた投資信託を契約した。その後どんどん値下がりし、証券会社に何度も相談したが良いアドバイスももらえなかった。最近、10分の1以下に値下がりしたため、強制償還の通知が届き、ハイリスクな商品を勧められていたことがわかった。納得できない。(契約当事者50歳代/女性)

## 9.「預貯金・証券等」に関する相談について

「預貯金・証券等」に関する相談では、商品について十分に理解していない消費者を、「必ず儲かる」、「損はしない」等のセールストークにより勧誘し、トラブルにつながっている相談が増加している。その背景には、投資熱の高まりや金融商品の多様化があると考えられる。

金融商品を販売する際には事前にリスクなど重要事項について説明することが、事業者には義務づけられているが、消費者が商品の内容を十分理解して購入しているとはいえ、トラブルが後をたたない。

平成18年6月に改正された金融商品販売法では、消費者保護を強化するため、金融商品を販売する際の説明責任の範囲を大幅に拡充している。元本割れのおそれがある金融商品を販売する際には、顧客に元本割れの恐れがあること説明するだけでなく、取引の仕組みの重要な部分も理解させる必要がある。さらに、元本を上回る損失が出る恐れがある商品については、その旨の説明も義務づけられている。

また、17年度に急増した未公開株に関する相談では、上場する予定がないのに上場予定と偽った勧誘や、証券業の登録を受けずに営業として販売しているケースなど法律違反の事例が目立つ。未公開株の販売等を行うことが出来るのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られる。証券会社においては、日本証券業協会の自主ルールにより、グリーンシート銘柄以外の未公開株の勧誘は原則禁止されている(\*)。また値上がり確実など断定的判断

## テーマ別分析

を提供して勧誘することも禁止されている。

事業者においては、遵法意識を持って適正な営業活動を行ってほしい。

消費者においては、商品について十分に理解できない場合や事業者の信用性に不安があると感じている場合には、セールストークに惑わされずにはっきりと断るようになってほしい。また、既に契約してしまった場合でも「値上がり確実」、「絶対に損はしない」など勧誘方法や説明に問題がある場合には、法律と照らし合わせながら、事業者と交渉することが可能である。しかしながら、特に未公開株に関する相談等では、交渉しようとしても事業者と連絡がとれなくなるケースも多数ある。被害が大きくなる前に早めに消費生活センター等に相談してほしい。

- (\*) 登録証券会社は、金融庁のHP「免許・登録を受けている業者一覧」で参照できる。  
グリーンシート銘柄は、日本証券業協会のHPで参照できる。